

豊中市ペットの一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 飼い主の入院等により一時的にペットの飼養継続が困難となった場合に、あらかじめ登録したボランティアによるペットの一時預かりを実施することで、動物の不適正飼養を防止するとともに、飼い主が安心して治療や療養に専念できる環境を整備し、動物愛護の推進と人の福祉の向上の両面から地域社会を支えることを目的とする。

(一時預かりボランティアの登録)

第2条 ペットの一時預かりを行う者（以下、「一時預かりボランティア」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 動物の飼養経験がある、または市長が同等の知識を有すると認めること
- (2) 18歳以上で市内在住または市内で活動可能であること
- (3) 市が実施する講習を受講できること
- (4) 市が指定するボランティア保険に加入できること
- (5) その他、市長が別で定める遵守事項を遵守できること

2 一時預かりボランティアとして活動を希望する者は、ボランティア登録書（以下、「登録書」という。）を市長に提出するとともに、市が実施する講習を受講しなければならない。

3 市長は、登録書の内容を審査し、第1項の内容を全て満たし、かつ、講習の受講が完了したことを確認した場合は、一時預かりボランティアとして登録するものとする。

4 市長は、前項の登録を行った者（以下、「登録ボランティア」という。）について、ボランティア保険に加入するものとする。

5 市長は、第3項の登録を行った場合は、登録が完了した旨を当該登録ボランティアへ通知するものとする。

(活動内容)

第3条 前条第4項の保険の加入が完了した登録ボランティアは、次の各号に掲げる活動を行うものとする。ただし、第3号に掲げる活動については、原則として市長及び飼い主へ事前に連絡の上、行うものとする。

- (1) 一時預かりを行うペットに対する給餌、給水、排せつ物の処理等その他の日常的な世話
- (2) 預かり期間中における市長への報告（定期及びペットの健康状態に変化がある場合）
- (3) 動物病院の受診等、ペットの生命または健康を維持するために必要な措置

(利用対象者)

第4条 ペットの一時預かり事業（以下、「本事業」という。）を利用できる対象者は以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 豊中市内に居住していること
- (2) ペットを飼養していること
- (3) 入院その他健康上の理由により一時的にペットの飼養が困難となること、または市長が本事業の利用が適当と認めること
- (4) 親族や知人等による支援を受けることが困難であること
- (5) ペットホテル等の利用が困難または適当でないと認められること

（対象とするペット）

第5条 本事業の対象とするペットは入院、療養、施設入所その他健康上の理由により、一時的にペットの飼養継続が困難となった市民が飼養する犬または猫で以下の要件を満たすものとする。

- (1) 犬は飼い犬登録があり、狂犬病予防注射の接種を受けていること
- (2) 猫は完全室内飼いをしていること
- (3) 攻撃性が強くなく、日常的な世話を安全に行えること
- (4) 健康状態に問題がなく、飼養管理に特別な配慮や医療的ケアを必要としないこと
- (5) 犬は本事業利用前にトリミングやシャンプーを行うなど、衛生面に配慮されていること

（利用の申込み）

第6条 本事業の利用を希望する者は、ペットの一時預かり利用申込書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込書の内容及び前条に規定するペットの要件等を確認した結果、本事業の利用が適当と認めた場合は、登録ボランティアへ活動の可否を照会するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する照会を行った結果、活動可能な登録ボランティアがいた場合は、ペットの一時預かりの実施を決定し、第1項の申請を行った者及び活動を依頼する登録ボランティアへ通知するものとする。

（活動の開始）

第7条 市長は、前条の規定によりペットの一時預かりを行うことを決定した場合は、事業開始前に、前条第1項の申請者（以下、「利用者」という。）及び登録ボランティア双方から誓約書を取得し、ペットの引渡し等について調整するものとする。

- 2 登録ボランティアは、前項に規定する調整に基づき、ペットの一時預かりを開始するものとする。
- 3 市長は、登録ボランティアの活動中、必要に応じて活動場所の確認を行うことができるもの

とする。

（利用者の負担）

第8条 利用者は、次に掲げるものを負担するものとする。

- (1) ペットフード、ペットシート、猫砂その他日常的な消耗品
- (2) 動物病院における診療費、治療費及び医薬品代
- (3) その他ペットの飼養に必要な実費

（利用期間）

第9条 利用期間は原則として3か月以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は2回まで延長できるものとするが、延長するごとに利用者及び登録ボランティアへ意思確認を行うものとする。

（ペットの返還）

第10条 一時預かり期間終了後、登録ボランティアは利用者と調整の上、ペットを返還するものとする。

（ペットの返還が困難になった場合の対応）

第11条 利用者と連絡が取れない状態が2週間以上継続し、返還の見込みがないと市長が認める場合は、第7条に規定する誓約書の規定に基づき、市長がペットの所有権を取得するものとし、関係者等と今後の飼養方針を決定するものとする。

（預かりが困難になった場合の対応）

第12条 一時預かり中に、登録ボランティアが活動継続困難となった場合は、速やかに市長へ報告するものとする。

2 市長は、登録ボランティアより前項の報告を受けた場合は、別の登録ボランティアの調整を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。

（活動報告書）

第13条 登録ボランティアは、一時預かりが完了した場合は、ペットの返還後速やかに市長に活動報告書を提出するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第14条 登録ボランティアは、活動を通じて知り得た情報（個人情報を含む。）を、本人の同意なく第三者に漏らしてはいけい。なお、一時預かりボランティアの活動を終了した後も同様とする。

(事故等発生時の責任)

第 15 条 市長及び登録ボランティアは、故意または重大な過失がある場合を除き、預かり期間中に生じた疾病、負傷、死亡その他予測困難な事由による損害について責任を負わないものとする。

(登録事項の変更・抹消)

第 16 条 登録ボランティアは、第 2 条第 2 項の登録書の内容に変更が生じたとき、または同条第 3 項の登録の抹消を希望するときは、速やかに一時預かりボランティア登録変更（抹消）届を市長に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第 17 条 市長は、登録ボランティアが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 2 条第 3 項に規定する当該ボランティアの登録を取り消すことができる。

- (1) 登録ボランティアから前条に規定する登録抹消届の提出があったとき
- (2) 登録ボランティアとしてふさわしくない行為があったとき
- (3) 登録内容に虚偽が判明したとき
- (4) 本要綱または遵守事項に違反したとき
- (5) その他、市長が活動の継続が適当でないと認めたとき

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附則 この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日より施行する。